

**令和 7 年度三重県台湾訪問団派遣事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 事業の目的

本事業は、産業連携促進、三位一体プロモーションの促進、関係者等との関係強化等を目的に、三重県が台湾に訪問団を派遣する際に、現地での関係機関等への訪問等を円滑に行うために必要な行程管理や専用車の手配等を委託することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度三重県台湾訪問団派遣事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度三重県台湾訪問団派遣事業業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 契約上限額

6,060,344 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 旅行業法（昭和 27 年 7 月 18 日法律第 239 号）に定める旅行業者の登録を受けていること。
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者が満たすべき資格

- ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の申請及び回答に関する事項

(1) 本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

① 申請期限 令和7年11月25日（火）17時まで（必着）

② 提出場所 下記22に示す所属

③ 提出方法 質問申請書（第3号様式）を電子メールにより提出

※質問申請書を送信したときは、必ず上記②まで電話にて着信の確認をしてください。

(2) 質問内容に対する回答は、令和7年11月26日（水）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。

なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(3) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、下記22に示す所属に説明を求め、予め十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

6 企画提案コンペ参加に必要な書類に関する事項

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請書等を提出してください。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 申請書等提出期限

① 申請期限 令和7年11月27日（木）17時まで（必着）

② 提出場所 下記22に示す所属

③ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便若しくは電子メールにより提出

※参加資格確認申請書を電子メールにより送信したときは、必ず上記②まで電話にて着信の確認をしてください。

参加資格の有無を、令和7年12月10日（水）17時までに通知します。

(2) 提出書類（各1部）

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

② 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあっては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

③ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）

④ 旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）に定める旅行業者の登録を受

けていることが確認できるもの（旅行業登録票の写しや旅行業登録番号が記載されている自社パンフレット等）

7 提出を求める企画提案書等の内容

次に掲げる企画提案書類は、日本産業規格（JIS）A 4 サイズを使用してください。提出書類の部数は下記に示すとおりとします。

また、様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出してください。

（1）企画提案書 9部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の内容を示すこと。また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて 20 頁以内で作成してください。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

① 企画性

- ・今回の訪問について、訪問先、時期、気象条件、人数、交通等現地事情を踏まえ、三重県台湾訪問団派遣事業業務委託仕様書 2（4）ア～サについて、現地事情を踏まえた業務実施の考え方、取組の概要・想定される効果
- ・契約上限額の範囲内で、仕様に記載した事項以外に、当業務のより効果的な遂行に資する独自の提案があれば、記入すること

② 安全性

- ・テロや事故、交通機関等の遅延、感染症罹患などの衛生面・治安等の現地事情をふまえた渡航中、現地行程中および宿泊先滞在中におけるトラブルへの対応の考え方、具体的な対応体制

③ 専門性

- ・フライト、専用車、添乗員、宿泊先等の手配にかかる具体的な内容、及びその選定理由
- ・現地での行程案に沿った交通手段と移動ルート等
- ・ミールプラン
- ・同行する添乗員の添乗歴等を含む候補者案の提案
- ・宿泊先施設の特徴、周辺地図、設備、アメニティ等
- ・同様の業務の実施実績（実施年度、事業名、契約相手先）（2 件まで）
- ・提案の内容が他者に対して優位であると思われる点

④ 計画性・経済性

- ・委託業務実施の具体的なスケジュール
- ・積算の内容・考え方
- ・積算やスケジュール策定の根拠・理由

⑤ 業務推進体制

- ・運営の人員体制
- ・法令順守に必要な体制
- ・行程等変更時の対応窓口と対応時間等を含めた対応体制
- ・行程等変更に対する考え方

(2) 経費見積書（第5号様式） 9部

発行責任者、担当者の氏名、連絡先を明記すること。また、消費税額等がわかるように明記し、合計金額は消費税等を含めた金額で記載すること。以下「見積書」という。

(3) 提案事業者の概要書 9部

- ・組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）
- ・自社パンフレットでも可
- ・旅行業登録番号が記載されていること

8 企画提案資料の提出期限及び提出先

- ① 提出期間 令和7年12月11日（木）8時30分
～17日（水）17時（必着）

- ② 提出場所 下記22に示す所属

- ③ 提出方法 郵便または民間事業者による信書便で送付、または持参
※電子メール、FAXによる提出は不可とします。

※郵便または信書便による送付の場合は、上記②まで電話連絡をお願いします。

9 最優秀提案者の選定方法に関する事項

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「令和7年度三重県台湾訪問団派遣事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、順位付けを行ったうえで、最優秀提案を1件選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- ①日時 令和7年12月22日（月）13時から16時までの間を予定

- ②場所 別途連絡します。（津市内）

- ③時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。

- ④事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

- ⑤その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。

※ プレゼンテーションについては、オンライン会議システムを活用して行う場合がありますので、ご注意ください。

10 最優秀提案を選定するための評価基準に関する事項

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 企画性 (5 点)

- ・ 提案内容は、事業の趣旨を的確に理解し、具体的なものとなっているか。
- ・ その他、積極的な提案があるか。

(2) 安全性 (5 点)

- ・ けが人や急病人発生時の対応等、行程中の安全性が確保される内容となっているか。
- ・ テロやデモの発生等、緊急時のサポート体制は適当か。

(3) 専門性 (10 点)

- ・ 提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。
- ・ 業務遂行のために必要な現地の情報を収集する能力があるか。
- ・ 経験豊富で、専門性の高い添乗員や訪問行程に適した宿泊先を手配ができるか。
- ・ 過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

(4) 計画性・経済性 (5 点)

- ・ 実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。
- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(5) 業務推進体制 (5 点)

- ・ 県との連絡体制は十分か。また社内体制及び業務に関する現地との連絡体制は確保されているか。
- ・ 台湾訪問時の体制として、人数・経験の観点で十分な職員が配置されているか。
- ・ 訪問時間等の急な変更に、迅速で柔軟に対応できる能力のある経験豊かな職員による受託体制をとれるか。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案者が決定した後に、すべての企画提案者に対して、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にあつては、上記 11 の通知を受けた後に、以下の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの。）の写し
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの。）の写し
- ③ 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第 4 号様式）

(2) 提出期限 別途通知します。

(3) 提出場所 下記 22 に示す所属

(4) 提出方法 郵便、民間事業者による信書便又は持参

13 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く）。
- (4) 参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所（所在地）、商号又は名称を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

14 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した提案者であつて、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 65 条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約協議が不調のときは、上記 9 により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 契約条項は、三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課において示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生

法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（4）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

（5）契約は、三重県政策企画部国際戦略課において行います。また、契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

15 検査

契約条項の定めるところによります。

16 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。なお、契約代金は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うこととします。

17 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

① 断固として不当介入を拒否すること。

- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

21 その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (2) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (3) 単なる為替レートの変動による増額変更は認めません。諸般の事情を鑑みて見積もってください。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (5) 企画提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (7) 企画提案書等提出された書類の再提出は認めません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (11) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

22 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

国際企画・交流班 有田・一見

TEL : 059-224-2844

FAX : 059-224-2069

E-mail : kokusen@pref.mie.lg.jp